

# 群馬県報



## 目次

### 告 示

- 結核予防法の規定による指定医療機関の辞退届出 (保健予防課) 二
- 結核予防法の規定による医療機関の指定 (同) 二
- 解除予定保安林 (森林保全課) 二
- 同 三

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO・ボランティア推進課) 三
- 同 三
- 同 三
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る 認証申請 (同) 四
- 指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出 (高齢政策課) 四
- 予防接種業務の承諾を撤回した医師 (保健予防課) 四
- 予防接種業務を行う医師 (同) 五
- 保安林予定森林の所在不分明通知 (森林保全課) 六
- 土地改良区清算人の退任の届出 (森林保全課) 六
- 公共測量の実施 (用地課) 七
- 都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書 (都市計画課) 七
- 都市計画道路の変更に係る縦覧 (同) 八
- 同 八
- 同 九
- 選挙管理委員会告示
  - 政治団体の名称等 九
  - 政治団体の異動事項 〇
  - 資金管理団体の名称等 〇
  - 資金管理団体の異動事項 一

入札公告  
○ 一般競争入札の実施

(消防防災課)

一一

## 告示

## ●群馬県告示第513号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定による指定医療機関の辞退について次のとおり届出があった。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

辞退年月日	名称	所在地
平成16年8月2日	中沢医院	高崎市筑縄町峰岸509-5
平成17年8月14日	医療法人飯島医院	藤岡市藤岡424-7

## ●群馬県告示第514号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定による医療機関を次のとおり指定した。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

指定年月日	名称	所在地
平成17年8月1日	のぐち薬局高崎店	高崎市筑縄町70-12
平成17年8月1日	こやぎ内科	高崎市小八木町2031-6
平成17年8月1日	中澤医院	高崎市筑縄町34-9
平成17年8月22日	UK旭薬局	太田市東矢島町1260-1
平成17年8月22日	やまうち内科	藤岡市藤岡424-7

## ●群馬県告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 群馬郡榛名町大字榛名山字滝ノ平513の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 群馬郡榛名町大字榛名山字滝ノ平513の4、513の6、513の7
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境・森林局森林保全課及び榛名町役場に備え置いて縦覧に供する。

**◎群馬県告示第516号**

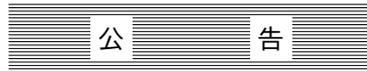
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡吾妻町大字松谷字御堂沢2002の3・字萱鳥屋3519の12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3518の3、3519の13
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境・森林局森林保全課及び吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。



特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成17年8月30日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハピネス
- 3 代表者の氏名 井上晃
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市緑町19番20号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの実現を目指し障害児者・高齢者等に関する事業を行い、地域社会全体で支え地域と連携した支援、活動に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成17年8月31日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人渋川ジュニアオーケストラ
- 3 代表者の氏名 町田久
- 4 主たる事務所の所在地 渋川市辰巳町1714番地有限会社アコス楽器内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、ジュニアオーケストラの定期演奏会及びその技術向上のための研修会等に関する事業を行い、県内外の地域交流の促進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成17年9月2日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美爽健ネットワーク
- 3 代表者の氏名 小此木朱美
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市大八木町518番地3光明不動産ビル2F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、美容と健康に携わる又はこれから目指そうとする人たちに対して、知識や技術の認定及び技術向上のための教育普及を行い、優れた技術者の育成を通じて、国民の心身ともに健康維持増進に貢献することを目的とするとともに美容と健康に関する各消費者の商品、サービス及び契約における問題に関わる調査、相談、救済、支援情報提供を行い消費者保護を図るとともに出版・講演等を通じて社会発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成17年8月30日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人広瀬サンサポート
- 3 代表者の氏名 金谷征夫
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市広瀬町三丁目20番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「この街で生涯を過ごしたい」の願いに応えて、高齢者の健康と安全、生き甲斐のある街をつくることを目指す活動を目的とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出があった。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

開設者	施設名	施設所在地	指定辞退年月日
財団法人群馬慈恵会	松井田病院	松井田町大字新堀1300-1	平成17年9月30日
鬼石町	国民健康保険鬼石町病院	鬼石町大字鬼石139-1	平成17年9月30日

次の表に掲げる医師については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う旨の承諾を撤回したので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

藤岡保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
島田 哲明	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1

## 中之条保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
迫田 洋人	吾妻脳神経外科循環器科	吾妻郡吾妻町原町760-1
西松 輝高	吾妻脳神経外科循環器科	吾妻郡吾妻町原町760-1
清水 澄雄	吾妻脳神経外科循環器科	吾妻郡吾妻町原町760-1

## 伊勢崎保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
金野 朗	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
後藤 鹿島	旭ヶ丘診療所	伊勢崎市間野谷町135-1

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条及び第6条の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により公告する。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺 弘之

## 藤岡保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
川田 倫之	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1

## 中之条保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
小見山 秀一	吾妻脳神経外科循環器科	吾妻郡吾妻町原町760-1
森下 篤	吾妻脳神経外科循環器科	吾妻郡吾妻町原町760-1

## 伊勢崎保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
中江 弘三郎	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152

牛久保 重 智	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
大 島 俊 彦	医療法人笛木会笛木外科胃腸科	伊勢崎市西久保町2-365-2
野 口 俊 治	医療法人恵泉会せせらぎ病院	伊勢崎市市場町1-1399

太田保健福祉事務所管内

医 師 名	医療機関名	所 在 地
宇賀神 一 名	うがじんクリニック	太田市飯塚町685-10
荒 木 弘 毅	下浜田クリニック	太田市下浜田町1264-1

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定の予定について通知（平成17年8月19日付け森第30106-1号）をしたところ、次の者は、所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を大間々町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成17年9月16日

群馬県知事 小 寺 弘 之

1 保安林予定森林の所在場所及び登記済みの権利者

保安林予定森林の所在場所	登記済みの権利者	備 考
山田郡大間々町大字上神梅字向山686の5	株式会社ニカブ	根抵当権

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境・森林局森林保全課及び大間々町役場に備え置いて縦覧に供する。

4 保安林指定予定告示年月日 平成17年8月26日付け群馬県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり清算法人岩田土地改良区清算人の退任の届出があった。

平成17年9月16日

群馬県知事 小 寺 弘 之

土地改良区名	清算人 監事 の別	区分	役員氏名	住所
清算法人岩田	清算人	退任	川野辺 金吾	邑楽郡板倉町大字岩田935番地
	同	同	栗原 清市	同 同 同 814番地
	同	同	関野 學	同 同 同 2510番地
	同	同	増田 二三男	同 同 同 1718番地
	同	同	高坂 高治	同 同 同 2457番地1
	同	同	増田 清美	同 同 同 2273番地
	同	同	柏崎 一郎	同 同 同 2404番地1
	同	同	大杉 定雄	同 同 同 2488番地
	同	同	橋本 平栄	同 同 同 881番地1
	同	同	関田 金作	同 同 同 815番地1
	監事	同	小島 嘉昭	同 同 同 1266番地
	同	同	黒野 勝美	同 同 同 2161番地
	同	同	橋本 昇	同 同 同 909番地2

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、太田市長から次のとおり公共測量の実施について通知があった。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 作業種類 公共測量(1/2, 500太田市地形図作成)
- 2 作業期間 平成17年8月1日から平成18年3月20日まで
- 3 作業地域 太田市全域

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第14条第1項の規定により都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成したので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第16条の規定により次のとおり公告する。

なお、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第18条第1項の規定により、群馬県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 群馬県 群馬県知事小寺弘之 前橋市大手町一丁目1番1号
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 一般国道50号前橋笠懸道路
  - (2) 種類 一般国道の改築
  - (3) 規模 延長約12.5キロメートル、車線の数 4車線  
起点 前橋市今井町  
終点 新田郡笠懸町大字鹿
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域 前橋市、伊勢崎市及び新田郡笠懸町
- 4 法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第6条第1項の都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 都市計画対象事業実施区域及びその周辺地域
- 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課、総務局県民センター、前橋土木事務所、伊勢崎土木事務所、太田土木事務所及び桐生土木事務所、前橋市都市計画課、粕川支所及び城南支所、桐生市都市計画課及び新里支所、伊勢崎市都市計画課、赤堀支所及びあずま支所、太田市道路河川課及び藪塚本町総合支所、笠懸町都市計画課並びに大間々町都市計画課
  - (2) 縦覧期間 平成17年9月16日から同年10月17日まで
  - (3) 縦覧時間 群馬県総務局県民センターにおいては平日の午前8時30分から午後10時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時から10時まで、その他の縦覧場所においては土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第18条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 平成17年10月31日（郵送の場合、提出期限の当日の消印有効）
  - (2) 提出先 郵便番号371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備局都市計画課
  - (3) 提出様式 縦覧場所備付けの様式又は必要事項（氏名、住所、意見書の提出の対象である準備書の名称及び準備書についての環境の保全の見地からの意見）を記入した様式によること。
  - (4) 環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載のこと。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画道路3・3・113号前橋笠懸道路
- 2 都市計画を定める土地の区域 前橋市今井町、二之宮町、荒子町、飯土井町、西大室町及び東大室町並びに伊勢崎市下触町
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課、総務局県民センター及び前橋土木事務所並びに前橋市都市計画課及び城南支所
- 4 縦覧期間 平成17年9月16日から同年10月17日まで

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、赤堀都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに群馬県に意

見書を提出することができる。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 赤堀都市計画道路3・3・1号前橋笠懸道路
- 2 都市計画を定める土地の区域 伊勢崎市下触町、赤堀今井町一丁目、赤堀今井町二丁目、野町、西久保町二丁目、香林町一丁目、赤堀鹿島町及び間野谷町並びに前橋市東大室町
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課、総務局県民センター及び伊勢崎土木事務所並びに伊勢崎市都市計画課及び赤堀支所
- 4 縦覧期間 平成17年9月16日から同年10月17日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、笠懸都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 笠懸都市計画道路3・3・3号前橋笠懸道路
- 2 都市計画を定める土地の区域 笠懸町大字西鹿田字馬見岡、大字鹿字小仁田、字天神、字上西裏、字中西裏、字中西側、字上西側及び字中東側
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課、総務局県民センター及び桐生土木事務所並びに笠懸町都市計画課
- 4 縦覧期間 平成17年9月16日から同年10月17日まで

### 選挙管理委員会告示

#### ●群馬県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項第1号の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成17年9月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
矢内ひろゆき後援会	矢内宏幸	矢内怜子	伊勢崎市波志江町2588-1
斉藤嘉和後援会	高橋行雄	斉藤 実	佐波郡玉村町角淵645
田島國彦後援会	田島國彦	桑原幹博	太田市亀岡町468-3
阿佐美武後援会	阿佐美武	筑井秀雄	佐波郡玉村町上福島535-1
東毛地区老人福祉介護政治連盟	穂積照雄	金谷泰一郎	太田市牛沢町156-1
前橋政経懇談会	丸山貞行	三森和也	前橋市南町3-65-7

### ●群馬県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成17年9月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党群馬県ときわ会支部	会計責任者	木村 宏	儘田定義
自由民主党群馬県石油販売業支部	代表者	岡田昌之	赤尾丈衛
民主党群馬県第4区総支部	代表者	中島政希	坂本正樹
民主党群馬県第5区総支部	代表者	田島國彦	柴山美雪

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
税理士による谷津義男後援会	会計責任者	田口恵之	富永裕文
群馬県石油政治連盟	代表者	岡田昌之	赤尾丈衛
太田谷津義男後援会	代表者	竹久専二	石川好三

### ●群馬県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成17年9月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
矢内ひろゆき後援会	伊勢崎市波志江町2588-1	矢内宏幸	伊勢崎市議会議員	矢内宏幸
田島國彦後援会	太田市亀岡町468-3	田島國彦	衆議院議員	田島國彦
阿佐美武後援会	佐波郡玉村町上福島535-1	阿佐美武	玉村町議会議員	阿佐美武

### ●群馬県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成17年9月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
石関政経懇話会	公職の種類	衆議院議員	群馬県議会議員

### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成17年9月16日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務局消防防災課情報通信グループ 井野、永田 電話027-226-2253
- 2 工事概要等
  - (1) 工事名 群馬県衛星系等防災行政無線整備工事
  - (2) 工事場所 群馬県庁(群馬県前橋市大手町一丁目1番1号)ほか県内一円
  - (3) 工事概要 衛星系及び地上有線・無線系システムによる防災情報通信網を整備するための情報通信機器の製作、据付調整工事
  - (4) 工期 契約締結の日(群馬県議会議決の日)から平成20年2月28日まで
- 3 入札参加形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)又は単体による参加とする。
- 4 入札参加資格 この公告の工事の条件付き一般競争入札に参加できる者は、群馬県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、資格の再認定を受けている者。また、共同企業体の場合は、新たに登録されるものを含む。)のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この公告の工事に係る競争入札参加資格確認通知を受けている者とする。
  - (1) 共同企業体による参加の場合
    - ア 共同企業体の結成要件 この工事における共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。
      - (イ) 構成員数は2者とし、共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)1者と代表者以外の構成員1者の組合せとする。
      - (ロ) 共同企業体の結成は、自由意思にゆだねる自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、同時にこの工事に係わる他の共同企業体の構成員になることはできない。
      - (ハ) 共同企業体の構成員の出資比率は、30%以上とする。
    - イ 共同企業体の構成員の資格要件 共同企業体の構成員は、次に掲げる共通事項及び構成員の区分に応じ、当該区分に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ウ 共通事項
    - (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
    - (ロ) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第170条第2項の規定に基づく県の入札参加制限を受けていない者であること。
    - (ハ) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
    - (ニ) 平成17年度群馬県建設工事入札参加資格者名簿で、電気通信工事の格付けがA等級の者であること。

なお、公告の日現在で群馬県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていない者については、群馬県財務規則第190条の2の規定に基づき、平成17年9月28日（水）までに、群馬県県土整備局監理課に群馬県建設工事入札参加資格申請を行い、入札期日までに群馬県建設工事入札参加資格を取得することを条件とする。

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気通信工事について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- (5) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けており、申請日前3か月以上継続して雇用している者に限る。）を専任で配置できること。  
注1 平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の交付は不要とする。  
2 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証の交付を必要とする。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

#### エ 代表者

- (7) 平成2年度以降に、衛星通信及び多重無線通信設備工事の元請として防災機能を有する総合的な情報通信ネットワークシステム工事の施工実績（施工中のものを除く。）がある者。ただし、共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
- (4) 建設業法第27条の23の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該総合評定値通知書（会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者で資格の再認定を受けたものについては、手続開始決定後のもの）の電気通信工事の総合評定値（P）（平成16年2月29日以前に申請した経営事項審査結果通知書については、総合評点（P））が、1,000点以上である者であること。

#### オ 代表者以外の構成員

- (7) 平成2年度以降に、無線通信及び電話交換に係る設備工事について元請として施工実績（施工中のものを除く。）がある者。ただし、共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。
- (4) 建設業法第27条の23の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書（会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者で資格の再認定を受けたものについては、手続開始決定後のもの）の電気通信工事の総合評定値（P）（平成16年2月29日以前に申請した経営事項審査結果通知書については、総合評点（P））が、760点以上である者であること。

カ その他必要な事項は、群馬県建設工事に係る共同企業体取扱要綱によること。

- (2) 単体による参加の場合 4(1)ウ及びエに掲げる条件のすべてを満たす者であること。

#### 5 入札説明書の配布期間、場所及び方法

- (1) 配布期間 平成17年9月16日（金）から同月28日（水）までの午前9時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。）
- (2) 配布場所 1に同じ。
- (3) 配布方法 入札説明書は、無料配布とする。

#### 6 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間 平成17年9月16日（金）から同月28日（水）までの午前9時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。）
- (2) 提出場所 1に同じ。
- (3) 提出方法 申請書及び資料は、直接持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。

#### 7 入札手続等

- (1) 競争入札執行の日時 平成17年10月31日（月）午前11時から
- (2) 競争入札執行の場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁7階災害対策本部室

- (3) 競争入札の方法 入札者の直接持参又は郵送による入札。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、1の場所に10月28日(金)の午後4時までに群馬県総務局消防防災課長あて親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県衛星系等防災行政無線整備工事入札書在中」と朱書きすること。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 納付すること。ただし、群馬県財務規則第198条の規定により、利付国債若しくは地方債の提供または金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (7) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (8) 落札者の決定方法 落札者は、予定価格の範囲内かつすべての入札が調査基準価格以上で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (9) 契約書の作成の要否 要

#### 8 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 関連情報を入手するための問い合わせ先 1に同じ。
- (3) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (4) 落札決定後、監理技術者等を適正に配置しない場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 締結する契約書には、この契約に関し、請負人(共同企業体にあつては、その構成員)が、次のいずれかに該当したときは、請負人は、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として支払う旨の特約を含めて締結すること。
  - ア この契約に関し、請負人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、公正取引委員会から同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令が確定したとき。
  - イ この契約に関し、請負人(法人にあつては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

#### 9 Summary

- (1) Subject matter of contract:Construction Work of a communication network for Disaster Prevention and Administration purposes in Gunma Prefecture
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:4:00 P.M September, 28, 2005
- (3) The date and time for the submission of tenders:11:00 A.M October, 31, 2005(tenders submitted by mail 4:00 P.M October, 28, 2005)
- (4) The contact point where tender documents are available:Fire and Disaster Management Division, Bureau of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi Maebashi-shi Gunma-ken TEL 027-226-2253

毎週火・金曜日発行  
 定価  
 一月四部  
 三〇二円  
 五二円  
 (消費税、  
 地方消費税を含む。)

発行  
 群馬県

印刷所

株  
 橋式  
 市会  
 古社  
 市上  
 町上  
 一丁  
 二五  
 四目  
 一五  
 九〇  
 九一  
 六二  
 三一  
 社

